

都市計画法第53条第1項の許可に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域（以下「区域」という。）内における、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第53条第1項の建築の許可について、法第54条の規定によるもののほか、市長が許可を行うことができる場合について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにその政令及び省令で定めるものをいう。

(許可の方針)

第3条 市長は、法第53条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除去することができるものについて、その許可を行うことができるものとする。

- (1) 階数が3以下であり、かつ、地階を有しないこと。
- (2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

附 則

この告示は、平成19年12月1日から施行する。